

仕様書

- 1 業務件名
航空自衛隊百里基地における展示即売会の設置及び経営
- 2 業務内容
展示即売会の設置及び経営の業務
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、航空自衛隊百里基地司令（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、展示即売会の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事長、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還するものとし、この場合乙は甲に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

- (1) 丙は、展示即売会の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
- (2) 1平方メートルあたりの国有財産使用料は、乙が定める金額とし、納入告知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を納付すること。
なお、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 業務期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日の間のうち、甲と乙が協議して決定する日とする。ただし、月間最大2日、年間最大24日を限度とする。

8 営業時間

- (1) 午前10時～午後4時30分までとする。
- (2) 撤収作業は午後4時30分の販売終了後から午後5時までに実施すること。
- (3) やむを得ない事情により、販売日及び販売時間が遵守できなくなった場合は、速やかに担当者に申し出ること。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売会を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (5) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、食品等を販売又は取扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理を十分配慮し、食中毒の発生防止に努めなければならない。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員(以下「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲に通知し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する国有財産使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

16 業務仕様

- (1) 丙は、提出した各種書類に基づき業務を適正に履行することとし、販売予定商品の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、販売品目が食品の場合には、東日本大震災の被災地の復興に向けた被災地産品及び国産農林水産物・食品の優先的な利用に努めること。
- (5) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (6) 丙は、利用者にとって、展示即売会で購入する利点のある販売(市価より安価、入手が困難等)を行うこと。
- (7) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努め

るものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。

- (8) 丙は、食品衛生法に抵触する販売方法及び自衛隊に相応しくない商品の販売等はしないこと。
- (9) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (10) 丙は、利用者又は担当職員から要望や苦情があった場合は、真摯に対応すること。
- (11) 丙は、取扱う商品に瑕疵等があった場合は、即時に対応すること。
- (12) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
- (13) 展示即売会での販売時にレジ袋は使用しないこと。
- (14) 丙は、各日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負わなければならない。
- (15) 展示即売会で発生したゴミは全て持ち帰り、適切に処分すること。
- (16) 丙は、売上月計表（別紙様式第1）を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書（別紙様式第2）を5月末日までに担当職員に提出すること。
- (17) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿（別紙様式第3）を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (18) 丙は、販売のために施設内の電気、水道は使用しないこと。
- (19) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (20) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙及び展示即売会利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (21) 丙は、公募説明会での遵守事項に違反した場合及び甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (22) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

情報機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

売 上 月 計 表

令和 年 月 日

殿

事業者名 住所

氏名

印

令和 年 月

月 日	金額（円）	摘 要	月 日	金額（円）	摘 要
			合 計		

※前月分を毎月 10 日までに提出してください。

毎日の売上金額は、消費税及び地方消費税込みの金額を記入してください。

収 支 計 算 書

令和 年 月 日

殿

事業者名 住所

氏名

印

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
合 計		合 計	

※会計年度分を5月末日までに提出してください。

従 事 者 名 簿

令和 年 月 日

殿

事業者名 住所

氏名 _____ 印 _____

展示即売会従事者

[illegible]